

フロン類回収業の審査基準

(令和3年4月1日制定)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 申請者が次の基準に適合するものであること。
 - (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号、以下「法」という。）第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないこと。
 - (2) 法第56条第1項に規定する法第54条第1項第6号に掲げる事項が、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）第51条の基準に適合していること。
 - (3) 申請書及びその添付書類のうちの重要な事項について記載が欠けていないこと又は虚偽の記載がないこと。